

東日本大震災で飼い主とペットがはぐれたり、ペットをめぐって避難所でトラブルが起きたりしたこと、環境省は飼い主をサポートするボランティアの育成、登録を自治体に勧めている。募集を始めた自治体もあるが、思うように集まらないなど試行錯誤が続いている。

●熊本地震で課題

震度7の地震に2度襲われた昨年4月の熊本地震。熊本県益城町の避難所では、避難所の中に入れず、飼い犬と一緒に建物の軒先で過ごす飼い主の姿が見られた。

熊本県によると、全国から動物愛護のボランティア団体が次々と被災地に入ってきた。中には猫を捕まえてきたからと保護を求めてきたケースもあった。だが、飼い猫かどうかかわからず、対応できなかった。

県の担当者は「動物について専門知識がないと対応が難しいと感じた」と振り返る。「県と同じ考えで取り組める人を増やせるよう、事前の研修などを考えたい」と今後、地域住民からボランティアを募集し、育成する。

●獣医師ら事前確保

環境省は、東日本大震災を教訓に2013年6月、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定。飼い主がペットと一緒に避難し、避難所でも飼い主が責任を持ってペットの世話をすることを基本とした。

だが、被災者でもある飼い主だけに任せるのは負担が大きいため同省はガイドラインで、ペットの一時預かりや自治体の救護活動への協力、獣医師など専門家として

負傷したペットの治療などに取り組むボランティアを事前に確保するよう提唱した。同省担当者は「地域の実情などを生かしたボランティア制度ができれば」と話しており、自治体に委ねられる部分が大きいのが現状だ。

●ボランティア仲介

静岡県は県内3市町をモデル地区とし、昨年度から「災

害時動物愛護ボランティアリーダー」の育成を始めた。全国のボランティア団体と飼い主の間を仲介するコーディネーターとしての役割を期待し

ており、各市町が動物愛護推進員を中心に推薦。昨年度までに3回の講座を受けた16人をリーダーに認定した。「3市町に90カ所ある避難所に、それぞれ1人いるのが理想。今年度はカリキュラムを短縮するなどして登録者を増やす工夫をしている」（担当者）という。

●支援情報の提供を

人と動物の防災を考えるNPO法人「アナイス」（東京都港区）は15年間、さまざまな被災地に赴き、ペットや飼い主の状況を見てきた。平井潤子代表によると、被災直後の飼い主がボランティアに勧められてペットを手放したが、後に一時預かりの支援を知り、悔やんだ例もあった。

平井代表は「発災直後の飼い主は、どんな支援があるかわからず、冷静に判断できない可能性がある。速やかに活動を始めるのは大切だが、飼い主とペットの幸せは何かを考え、状況に配慮した支援情報を提供してほしい」と指摘している。



熊本地震の後、自動車の中で避難生活を送るペットの犬。熊本県益城町で2016年4月27日、猪飼健史撮影

Q 避難所ではペットと
いられるんだよね

A 苦手な人がいると
居場所を分ける場合も



なるほど 避難所ではペットと一緒にいられるんだよね。

記者 避難所の状況によって異なります。動物にアレルギーのある人や苦手な人がいるので、人とペットの滞在スペースを分離する場合もあります。過去の震災では、人のスペースにペットを連れてきたことでトラブルに発展し、居場所を分けた例も少なくありません。

Q 誰がペットの世話をするの？

A 原則、飼い主ですが、自治体や獣医師会、愛護団体の支援が届くようになります。飼い主が生活再建のため一時的に避難所を離れたりした時、ボランティアが一時預かりなどのサポートをすることはあるでしょう。

Q ペットは初めての場所で大丈夫なのかな。

A 慣れない場所で不安になるのは人と同じです。また、大勢の人が集まるので、犬であれば無駄ほえしないようにしたり、ケージに入ること慣れさせたりするなどの基本的なしつけや、ワクチン接種も大切です。

Q ほかに何が必要かな。

A 水や食料の備蓄、鑑札やマイクロチップの装着です。何より飼い主が無事なことが重要。安全を確保できてこそ、ペットを守れるのです。 回答・谷本仁美(とうきょう支局)

